

○港区新規開業賃料等補助金交付要綱

平成17年8月22日

17港区商第274号

(目的)

第1条 この要綱は、港区内で事務所又は店舗(以下「事務所等」という。)を借りて新規開業した者に対し、事務所等の賃料(賃貸借契約上の月額賃料をいい、共役費等を除く。以下同じ。)及び権利金等(権利金、礼金等の退去時に返還されないものをいう。以下同じ。)の一部について補助金を交付することにより、港区内における新規開業を支援し、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 主たる事業所を港区内に有しており、法人の場合は本店登記を港区内に有していること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号。以下「法」という。)第2条に規定する中小企業者であること。
- (3) 港区内で創業して1年未満であり、かつ、港区創業計画作成支援事業等により区の支援を受けて創業計画書(第1号様式)の作成が完了していること又は区長が指定する公的機関による創業の支援が完了していること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当しないこと。
- (5) 大企業者(中小企業者以外の者であって事業を営むものをいう。)が実質的な経営に参画していないこと。

(対象事務所等)

第3条 補助金の交付対象となる事務所等は、補助対象事業者自らが新規に賃貸借契約を締結し、事業のために継続して使用する民間の事務所等であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 港区内の事務所等であって、住居と兼用しないものであること。
- (2) 事務所等の賃貸借契約日が、区長が指定する期間内であること。
- (3) 貸主が、補助対象事業者の3親等以内の親族又は補助対象事業者が経営する会社若しくはそのグループ会社の構成員でないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、賃料及び権利金等にそれぞれ3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、賃料に係る補助金については月額5万円を、権利金等に係る補助金については20万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業者が区内商店街の活性化に貢献すると区長が認めるときは、賃料に係る補助金については月額7万5千円を、権利金等に係る補助金については30万円を限度とし、予算の範囲内で交付することができるものとする。
- 3 賃料に係る補助金の交付期間は、交付開始月から起算して24か月を限度とする。ただし、第9条第2項又は第11条第1項の規定により交付期間中に補助金の交付を中止する場合は、中止事由が発生した月の前月までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、区長が指定する期日までに、港区新規開業賃料等補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 登記簿謄本の写し(法人の場合)
- (2) 個人事業の開業届出書の写し(個人の場合)
- (3) 創業計画書又は区長が指定する公的機関による創業の支援が完了したことが分かるもの
- (4) 補助金の交付対象となる事務所等の賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、港区新規開業賃料等補助金交付決定通知書(第3号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは、港区新規開業賃料等補助金不交付決定通知書(第4号様式)により補助対象事業者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、賃料に係る補助金の支払を受けようとするときは、港区新規開業賃料補助金交付請求書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、四半期ごとに区長の指定する期日までに区長に請求するものとする。

- (1) 賃料の支払が確認できる書類
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 補助決定事業者は、権利金等に係る補助金の支払を受けようとするときは、区長の指定する期日までに港区新規開業権利金等補助金交付請求書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に請求するものとする。
- (1) 権利金等の支払が確認できる書類
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の請求があった場合は、その内容を審査し、交付が適当と認めるときは、補助金を交付する。

(変更申請)

第9条 補助決定事業者は、賃料の変更、事務所等の移転、廃業その他第5条の申請の内容又は事業の内容に変更が生じたときは、速やかに必要書類を添えて港区新規開業賃料等補助金変更申請書(第7号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、変更が適当と認めるときは、港区新規開業賃料等補助金変更決定通知書(第8号様式)により補助決定事業者に通知する。

(更新)

第10条 補助決定事業者は、年度ごとに港区新規開業賃料補助金更新申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金交付の更新手続をとらなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 登記簿謄本の写し(法人の場合)

(3) その他区長が必要と認める書類

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金交付の更新が適切と認めるときは、港区新規開業賃料補助金更新決定通知書(第10号様式)により補助決定事業者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第11条 区長は、補助決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は区長の指示に従わなかったとき。

(3) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、港区新規開業賃料等補助金取消通知書(第11号様式)により補助決定事業者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(報告等)

第12条 区長は、実態把握のため必要と認めるときは、事業の進ちょく状況等について補助決定事業者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(商店会等への加入)

第13条 補助決定事業者は、町会、商店会等の組織に加入し、又はその事業に協力するなど地域社会の発展に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、港区補助金等交付規則(昭和48年港区規則第4号)の定めるところにより、そのほか必要な事項は産業・地域振興支援部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

様式(省略)